第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(奨学資金の貸与)

- 第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める要件を備えている者に対し て貸与するものとする。
 - (1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア〜エ 略
 - オ 県以外の者から、同種類の奨学資金であっ <u>て</u>1月当たりの貸与額又は給与額が次条に定 める額以上のものの貸与(無利子のものに限 る。)又は給与を受けていないこと。

カ略

- (2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件 ア〜エ 略
 - オ 県以外の者から、同種類の奨学資金 (教育 <u>委員会が別に定める奨学資金を除く。)で</u> <u>あって</u>1月当たりの貸与額又は給与額が次条 に定める額以上のものの貸与 (無利子のもの に限る。) 又は給与を受けていないこと。

力 略

第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 誓約書 (別記様式第2号)

(3) 略

 $2\sim4$ 略

5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第3号)に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等からの高等学校等奨学資

(奨学資金の貸与)

- 第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める要件を備えている者に対し て貸与するものとする。
 - (1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア〜エ 略
 - オ 県以外の者から、同種類の奨学資金<u>があっ</u> <u>て</u>1月当たりの貸与額又は給与額が次条に定 める額以上のものの貸与(無利子のものに限 る。)又は給与を受けていないこと。

カ略

- (2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件 ア〜エ 略
 - オ 県以外の者から、同種類の奨学資金<u>があっ</u> <u>て</u>1月当たりの貸与額又は給与額が次条に定める額以上のものの貸与(無利子のものに限 る。)又は給与を受けていないこと。

力 略

- 第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書<u>(中学校在学時申請用)</u>(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) <u>鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦調書</u> (別記様式第1号の2)
 - (2) 略
 - (3) 誓約書 (別記様式第1号の3)

(4) 略

 $2\sim4$ 略

5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第1号の4)に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等からの高等学校等奨

金貸与予定者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに代えることができる。

第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、現に在学する高等学校等(以下「在学高等学校等」という。)の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 誓約書(別記様式第2号)

(3) 略

第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(<u>別記様式第4号</u>)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 誓約書(別記様式第2号)

(3) 略

2~5 略

(奨学資金の取りやめ及び辞退)

第9条 略

2 奨学生は、鳥取県育英奨学資金辞退届(<u>別記様</u> 式第8号)を教育委員会に提出することにより、 いつでも奨学資金を辞退することができる。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は 前条の規定により奨学資金の貸与を取りやめら れ、若しくは辞退したときは、連帯保証人及び保 証人と連署した鳥取県育英奨学資金借用証書(<u>別</u> 記様式第9号。以下「借用証書」という。)を速 学資金貸与予定者の入学状況等を証する書類の提 出をもってこれに代えることができる。

- 第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書 (高等学校等在学時申請用)(別記様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して、現に在学する高等学校等(以下「在学高等学校等」という。)の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦調書
 - (2) 略
 - (3) 誓約書(別記様式第1号の3)
 - (4) 略
- 第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。
 - (1) <u>鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書(別記様</u> 式第4号)

(2) 略

(3) 誓約書(別記様式第1号の3)

(4) 略

 $2\sim5$ 略

(奨学資金の取りやめ及び辞退)

第9条 略

2 奨学生は、鳥取県育英奨学資金辞退届(<u>別記様</u> <u>式第7号の2</u>)を教育委員会に提出することによ り、いつでも奨学資金を辞退することができる。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は 前条の規定により奨学資金の貸与を取りやめら れ、若しくは辞退したときは、連帯保証人及び保 証人と連署した鳥取県育英奨学資金借用証書(別 記様式第8号。以下「借用証書」という。)を速 やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(奨学資金の返還猶予)

第12条 略

- 2 返還猶予を受けようとする者は、鳥取県育英奨 学資金返還猶予申請書(<u>別記様式第10号</u>)を教育 委員会に提出しなければならない。
- 3 略

(奨学資金の返還免除)

第13条 略

- 2 返還免除を受けようとする者は、鳥取県育英奨 学資金返還免除申請書(<u>別記様式第11号</u>)を教育 委員会に提出しなければならない。
- 3 略

(奨学生に関する届出)

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鳥取県育英 奨学生異動届(<u>別記様式第12号</u>)により教育委員 会に届け出なければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- 2 奨学生又は奨学生であった者が、連帯保証人又は保証人を変更したときは、<u>鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届(別記様式第13号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき は、相続人又は連帯保証人は、直ちに鳥取県育英 奨学生死亡届(<u>別記様式第14号</u>)に死亡の事実を 証明する書類を添えて教育委員会に提出しなけれ ばならない。

やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(奨学資金の返還猶予)

第12条 略

- 2 返還猶予を受けようとする者は、鳥取県育英奨 学資金返還猶予申請書(別記様式第9号)を教育 委員会に提出しなければならない。
- 3 略

(奨学資金の返還免除)

第13条 略

- 2 返還免除を受けようとする者は、鳥取県育英奨 学資金返還免除申請書(<u>別記様式第10号</u>)を教育 委員会に提出しなければならない。
- 3 略

(奨学生に関する届出)

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鳥取県育英 奨学生異動届(<u>別記様式第11号</u>)により教育委員会に届け出なければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- 2 奨学生又は奨学生であった者が、連帯保証人又は保証人を変更したときは、<u>鳥取県育英奨学生保証人変更届(別記様式第12号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき は、相続人又は連帯保証人は、直ちに鳥取県育英 奨学生死亡届(別記様式第13号)に死亡の事実を 証明する書類を添えて教育委員会に提出しなけれ ばならない。

第2条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式第1号(第4条の3、第4条の4関係)

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与									全貸与申	· 請書			
フリ	ガナ							住	₹				
申請者	 氏名												
生 年				年	月	日生	所電		番号()	_		
在学中学•									ı				
高 校	高校等名		<u> </u>				学校(司	果程	科)	第	学年
		0	続	氏	名		年齢	所 得	等の	収入金額((税込)	所得	(利益)
		×	柄	17	711		一一图1	種	類	・売上	:高	金額	(税込)
	就学者を除く家族												
生													
計を													
生計を一にする家族及びその所得													
⁹ る家													
族 及							-n. m				1	73 W B4 (
びそ		続柄		氏	氏 名		設置	学校種類別 学年			学年		小・中を除
の 所							者別 ※国·公					<.) *	
得		本	:人				・私立				学年		自宅外
								※ 小・‡	ュ・高・	高専・大	ļ	*	H U/1
	就						・私立			す)・その他	学年		自宅外
	就 学 者						※国·公			高専・大	 	*	
							・私立	専修	(高・専	す)・その他	学年	自宅・	自宅外
							※国·公	※小・中	コ・高・	高専・大		*	
							・私立	・専修	(高・専	す)・その他	学年	自宅・	自宅外
							※国·公	※小・中	」。高。	高専・大		*	
							・私立	・専修	(高・専	厚)・その他	学年	自宅・	自宅外

- 注1 ※印は、該当のものを○で囲むこと。
 - 2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(裏)

家庭事	特別の事情	該 当 欄 (該当する欄に○	必要な添付資料等
事情	がかくず情	を付けること。)	か女は100円 50円 寸

	1+ 14	V A	りいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
(2)	長田県	春養者	のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し(3月以上継続
(2)	12 7917	京 (文 1)	の人の世間		た治療に係るものに限る。)
(3)	主た	る家計	十支持者が		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の
(3)	別居	して	いる世帯		L
(4)	災害	等を受	受けた世帯		── 下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを ── 下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを
(5)	その	他 特	別な事情		明する資料を添付すること。
(3)	が	ある	5 世帯		切りの具件で採用りること。
		項に相	違ありません	ので、鳥取県育英奨学	☆資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
		項に相	違ありません	ので、鳥取県育英奨学	全資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
		項に相	違ありません	ので、鳥取県育英奨学	学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
	ます。	項に相	違ありません	ので、鳥取県育英奨学	全資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
	ます。			ので、鳥取県育英奨学	学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
与を申請し	ます。 年	月		ので、鳥取県育英奨学	学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
与を申請し	ます。	月		ので、鳥取県育英奨学	学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
与を申請し	ます。 年	月	Ħ		学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
与を申請し	ます。 年	月	日 請 者	氏名	
与を申請し	ます。 年	月	Ħ		学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金
与を申請し	ます。 年	月	日 請 者	氏名	
与を申請し	ます。 年	月	日 請 者	氏名 氏名	

2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者(共同親権者の場合は、その代表者)を記載すること。

別記様式第2号(第4条の3、第4条の4、第5条の2関係)

誓 約 書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けるにあたり、学業に励むことを誓約します。

また、貸与終了後は、同規則に従い、奨学資金の返還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

			⇒ +-		+ *	住		所	₸										
	申		請		者	氏		名								 			
	у.		//>	*III		住		所	Ŧ								認印	l	
	法	定	代	理	人	氏		名											
						続		柄	申請者の	()					実印	I	
						住		所	Ŧ										
	連	帯	保	証	人	氏		名											
						生	年 月	日		年	月	日生	(歳)					
						電	話番	号								*	日中雰	ながる 看	昏号
						続		柄	申請者の	()					実印	I	
						住		所	Ŧ										
	保		証		人	氏		名											
						生	年 月	日		年	月	日生	(歳)					
						電	話番	号								*	日中雰	ながる 看	昏号
別記		2	法気ること連続	- 0	人は、 人及で	申請	青者が	未成	年である場については										載す
							鳥取	県高	等学校等奖	学資金	貸与予	定者進	学届	出書					
鳥	;取県教	效育委	員会	様												年		月	B
	次のと	とおり	進学に	こついて	、	計出	ます。)											
										貸	与予定:	者	氏		名 _				
													住		所 _				
													出身。	中学校	名 _				

 $_{\parallel}$ \sim

課程

年

科

日

月

学 校 名 等

学校所在地

修学期間

年

月

他の奨学金の	有 (※) 無
貸与・給付の	※他の奨学金の名称:
有無、名称等	金額: <u>月</u>

注 「他の奨学金の貸与・給付の有無、名称等」欄は、該当のものを○で囲むこと。

なお、「有」を選択した場合は併せて名称及び金額を記載すること。

別記様式第4号(第5条の2関係)

(表)

	鳥取県大学等奨学資金貸与申請書												
フリ	ガナ						住	₹					
	当氏名			-		- ·	所	* * * *	5 F /	,			
生 年	月日			年	月	日生	375 T-F-	電話者	番号()			
申請に係る					立	140	学校	古然	学林 去 紫和 帝司	7 字 3 4 6 6 7 7	年 月 (大学) (大学) (大学) (大学)		
資 格					秫	程	在・卒	合格	子仪半耒柱及前	心 上 武 映	(大学入学資格検定)		
進 学	予 定						11. —	шти					
	り種別		※ 大 学 · 専修学校(専門課程)										
7 1/2	- 12/31	〇続					所得	等 の	収入金額(税 认)	所得(利益)		
		× 柄	氏	名		年齢	種	類	・売上		金額(税込)		
	就学者を除く家族	,					1-1-				220((00.2)		
	除 く												
<i>H</i> -	家族												
生計													
生計を一にする家族及びその所得													
にする													
家族													
<u>及</u> び		<u> </u>				 設置					通学別(小・中を除		
その		続柄	氏	名		者別	学校種類別		学年	⟨∘⟩			
所得		I. I				※国·公					*		
13		本人				・私立				学年	自宅・自宅外		
						※国·公	※小・中	コ・高・	高専・大		*		
	就学者					・私立	・専修	(高・専	す)・その他	学年	自宅・自宅外		
	者					※国·公	※小・中	」。高。	高専・大		*		
						·私立	• 専修	(高・専	す)・その他	学年	自宅・自宅外		
						※国·公			高専・大		*		
						•私立			『・その他	学年	自宅・自宅外		
						※国·公			高専・大		*		
						·私立	・専修	(高・専	(す)・その他	学年	自宅・自宅外		

- 注1 ※印は、該当のものを○で囲むこと。
 - 2 家族のうち、主たる家計支持者には〇印、別居者には×印を付けること。

(裏)

	特別]の事情	該 当 欄 (該当する欄に○ を付けること。)	必要な添付資料等
	(1) 障が	い者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
	(2) 長期	療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し(3月以上継続した治療に係るものに限る。)
	主た	る家計支持者が		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写
	(3)	している世帯		L
	(4) 災害	等を受けた世帯		
	その	他特別な事情		一 下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを説
宏	(5)	ある世帯		明する資料を添付すること。
家庭事情				
	記のとおり記載事 情します。	項に相違ありません	Jので、鳥取県育英奨学	資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与
	年	月 日		
ļ	尋取県教育委員会	様		
		申 請 者	氏名	
		法定代理人	氏名	(fi)
			住所	
			申請者との続柄()
			1 HI3 II C -> 1/2011 1 (,

- 注1 申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。
 - 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者(共同親権者の場合は、その代表者)を記載すること。

別記様式第5号(第5条の2関係)

鳥取県教育委員会 様

次のとおり進学について、届け出ます。

貸与予定者	氏	名	
	住	所	
	出身高等学校	交名	

学校名等	学部 学科
学校所在地	
修学期間	年 月 日 ~ 年 月 日(年間)
	有 (※) 無
他の奨学金の	※他の奨学金の名称:
貸与・給付の	 種類: 給付 ・ 貸与(無利子 ・ 有利子)
有無、名称等	性城。 桁门 、 貝子(無们」 、 行们」 /
	金額: <u>月</u>

- 注 1 「他の奨学金の貸与・給付の有無、名称等」欄は、該当のものを○で囲むこと。 なお、「有」を選択した場合は併せて名称、種類及び金額を記載すること。
 - 2 在学証明書を添付すること。

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

奨 学 生	(フ リ ガ ナ)	()						
番号	申請	青者(奨学生)氏名									
住 所	₸		電話番号								
学校名等	※ 国・公・私立	大学・学校 学部 学科	連 帯 保 証 人 氏 名		(II)						
	大学・専修学校 昼間部・夜間部	第 学年 (年制)	保 証 人 氏 名		(F)						
現行の貸与期 間	貸与始期 年	月 から 貸与終	期年	月(予定)まで							
希望する貸	卒業見込:	年 月卒業見込	まで								
与延長期間	希望する延長期間:現	希望する延長期間:現行の貸与終期(予定)の翌月から 年 月まで									
延長を必要	*										
とする理由	ア 災害 イ 疾病	ウ 負傷 エ	その他()							

(上記	記理由について、詳細に記載してください。)
1	
1	
注 1	申請者、連帯保証人及び保証人は、氏名を自署してください。

2 ※印は、該当のものを○で囲んでください。

別記様式第7号(第8条の3関係)

転学奨学資金継続申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

年 月 日から次のとおり転学しましたので、引き続き奨学資金の貸与を申請します。

		<u> </u>		 	211 - 1111		
岁	愛学生番号	申請者(奨学生)氏名				
	_	連帯係	R証人氏名				(FI)
		学 校	名	課程	学 科	学 年	
転出		갶	学校				
転入	立						
転学	理由 -	- 家転居 ・ その	の他()		

- 注1 申請者及び連帯保証人は、氏名を自署すること。
 - 2 申請者は転入した学校から証明を受けること。

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校の名称

学校長氏名 職印

別記様式第8号(第9条関係)

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所

本人(奨学生)氏名

連带保証人氏名

(FR)

(EII)

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

奨	学	生	番	号	第			号			
在	学	学	校	名							
辞	退	す	る	日		年	月	目			
理				田							

注 本人及び連帯保証人は、氏名をそれぞれ自署すること

別記様式第9号(第10条関係)

			鳥取県	育英奨学資金	借用証書			
借用金額	百	+	万	+	百	+	円	也

鳥取県育英奨学生として貸与を受けた上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに 返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

小式	フ	IJ	ガ	ナ						認印
奨	氏			名						□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
学生	生	年	月	目		年	月	日生		
本	住			所	〒					
人	電			話	()				
法	フ	IJ	ガ	ナ				続本人の()	認印
定	氏			名				柄	,	
代	住			所	Ŧ					
理	土			ולו						
人	電			話	()	_			
	フ	IJ	ガ	ナ				続本人の()	実印
連	氏			名				柄	,	大円
帯	生	年	月	目		年	月	日生		
保	住			所	₹					
証	江			וללו						
人	電			話	()	_			

私	.は、.	上記の	の本。	人及	び連	帯保証	人が奨学	学資金返還	義務の履	行を怠	った	ときは、	その義	務を継続原	愛行します。
	/=	フ氏	IJ	ガ	ナ 名						続柄	本人の	()	実印
	保証	生	年	月	日			年	月		日生	ŧ (歳)		
	証人	住			所	₹									
		電			話	()	_						

※租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税は課されません。

								鳥取	.県育英	英 奨学	資金近	還明	細書								
奨番	学	生号		第			뭉		返還紅	総額		百	+	-/	万	千	Ē	Ī	+		円
フ	リガ	ナ																			
氏		名							返還類	期間					年	三間					
,,,		信	告 月	期 期	間	-		借用	月数		借	用	月額			_	借月	月金	金額		
借用金			年	月~	年	i ,	月		ヶ月	万	千	百	+	円	百	+	万	千	百	+	円
額内			年	月~	年	i.	月		ヶ月												
訳				借	用		金	額	Í	合	言	+									
学	校	名							学校		与 彩 月	冬了 日				•	年		月		日
理		由			卒業		•	退学		列	艺亡		辞证	艮		その	他取り)や)	か		
返		半			百	+	万	千	百	+	円	期日	第1回 以降7							1	
還額		(最終返	退 領)																	
· 方		月 (最終返	賦 還額)								期日	第1回以降每			年 座振替		月	F	1	
法		繰	上	返還								期日方法		座振替	ŧ .	年 納力	人通知	月書	日		
引	落	金	融機	関	ゆう	ちょ釒	艮行	• •	ゆうち	よ銀行	以外										
本人関係			後の連 額送付	· 絡 先 · 先)	電話	f	()		_										

事項		の就職先 進 学 先	就職先	• 進学先0	D名称:										
			電話	()		_								
1 2 3 4 5 6	金額の訂 返還額・ 借入金額の 法定代理 借用証書	用証書と裏面の 正は、必ず本。 方法欄は、半年の全額を一括。 人は、本人が に押印した連び 正書及び返還	人の訂正的 年賦、月則 繰上返還で 未成年であ 帯保証人	印を押する 武又は繰」 する場合に ある場合、 みび保証 <i>)</i>	こと。 上返還のい は、半年 その親村 人の印鑑!	ハずれ 武及ひ 雀者 こつい	い が イ ば 月 賦 の は 共 同親 い て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 て は 、 と 、 に し 、 に し 、 に し 、 に し 、 と 、 に と 、 と こ と こ と 、 と こ と こ と 、 と し 、 と こ と 、 と こ と こ と こ と こ と こ と こ と こ と	欄に記 権者の 市町村	入した 場合に 長が作	ないこと は、その 作成した	:。)代表者 上印鑑登)を記入 録証明書	を添付	するこ	
別記	2様式第10号	分(第12条関係)												
				鳥取り	県育英奨学	学資金	返還猶	予申請書	ŧ						
												年	月	日	
鳥	, 取県教育委	員会 様													
涉	てのとおり奨	世学資金の返還	の猶予をほ	申請します	0		奨 住	全 生	番	号所	<u>第</u>			号	
		<u> </u>						者(奨	学生)					(F)	
3	酋予期間				£	丰	月	日	から		年	月	日	まで	
		□ 進学					在学証	明書							
		□ 未就職	ķ				求職受	付票の	写し等	£					
		□ 生活係	護受給			添	生活保	護受給	証明書	Ť					
Ŧ	理 由	□傷病				付書	医師の	診断書	等						
		□ 失業				類	雇用保	険受給	資格者	証の写	 し等			_	

注 理由の欄は、該当するものに☑を付けること。

□ その他(

□ 産休・育休

休業証明書の写し、離職証明書の写し又は母子手帳の写

その事実を証明する市町村長又は民生委員の証明書、そ

の他教育委員会が適当と認める書類

鳥取県教育委員会 様

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

/2-				=-		
住				所		
申	請	者	氏	名		
申請	者が相	続人の	場合は	続柄:	奨学生の()

年 月 日

次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。

奨 学 生 番 号	第		
奨 学 生 氏 名			
貸 与 総 額		円	
返還済額		円	
返還免除希望額		円	
理 由 (※)	□ 死亡	添付	戸籍等
连 中 (※)	□ 精神又は身体の著しい障がい	書類	医師の診断書、障害者手帳の写し等

注 ※印の欄は、該当するものに図を付けること。

鳥取県育英奨学生異動届

年	Ħ	Е
₩	刀	Н

鳥取県教育委員会 様

次のとおり異動しましたので、届け出ます。

(届出者)	奨	学	生	番	号	第			F	7
	在学	生 (出	(身	学校	5名					
	奨	学	生	氏	名					

異動	」内容	発生年	月日			年	月	目				
異重	かの発	生し	た者	奨学生	•	連帯保証	E人 ·	保証人				
異	動	事	由	氏名変	更	• 住所変	変更・	休学 ·	復学	• 退	学	
		フリ氏	ガ ナ 名									
	新	住	所	₹								
		電電	話	()	_					
異動内容		フリ氏	ガ ナ 名									
容	旧	住	所	₹								
		電	話	()	_					
	休 学	期	間		年	月	日 ~	,	年	月	Ħ	
	小子	理	由									

[鳥取県育英奨学生異動届記入上の注意]

- 1 奨学生番号については、複数の奨学金の貸与を受けている場合は、該当の番号を記入すること。
- 2 在学(出身)学校名については、奨学金の貸与を受けた時に在籍していた学校名を記入すること。
- 3 奨学生氏名については、氏名に変更があった場合、新氏名を記入すること。
- 4 氏名又は住所に変更があったときは、新旧欄のそれぞれ該当する箇所に記入することとし、電話番号の変更があった場合は併せて記入すること。また、氏名変更の場合は、別に定めるところにより口座名義変更の手続を行うこと。

- 5 休学したときは、休学の期間を記入するとともに、休学の理由を記載すること。また、休学の事実と期間が確認できる書類を添付すること。
- 6 復学したときは、異動内容発生年月日の欄に復学の日を記入し、復学の事実が確認できる書類を添付すること。
- 7 退学したときは、異動内容発生年月日の欄に退学の日を記入すること。
- 8 育英奨学資金の貸与を辞退する場合は、鳥取県育英奨学資金辞退届(別記様式第8号)により届け出ること。
- 9 連帯保証人又は保証人を変更しようとする場合は、鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届(別記様式第 13号)により届け出ること。

鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

묽

鳥取県教育委員会 様

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

		(届出者) 奨学生番号第	号
		在学(出身)学校名	
		奨 学 生 氏 名	
変更内容	□ 連帯保証人	□ 保証人	

変更内容	□ 連帯保証人 □ 保証人								
旧	氏 名								
新	氏 名 (※ 自 署)						実印		
	生年月日		年	月	日生 (歳)			
	続柄	奨学生の ()					
	住 所	Ŧ							
	電話番号						※日中繋がる番号		
変更理由									

注 この変更届に押印した連帯保証人又は保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付す ること。

鳥取県育英奨学生死亡届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

 届出者(相続人又は連帯保証人)

 住 所

 氏 名

 続 柄 奨学生の()

電話番号

奨	学	生	番	号	第		号			
在	学 学	校 名	(*)						
奨	学	生	氏	名						
死	亡	年	月	日		年	月	B		

- 注 1 ※印の欄は、貸与中の場合のみ記載すること。
 - 2 死亡の事実を証明する書類(戸籍等)を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定は、令和3年4月1日以後に新たに育英奨学資金の貸与を受ける者から適用し、同日前に育英奨学資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、第2条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第号